

競争入札参加資格要件及び資格審査等

1 契約

令和6年2月26日付け北海道檜山振興局告示第1013号により一般競争入札の公告を行う令和6年度北海道檜山合同庁舎暖房設備等運転管理業務

2 資格要件

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、ボイラー等運転操作の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

なお、資本関係又は人的関係とは、次に掲げる者をいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある会社

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(5) 北海道内に本店を有し、檜山振興局又は渡島総合振興局管内に、本店、支店、営業所等を有していること。

(6) ボイラー技士（3名以上）及び危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）がいること。

なお、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員における資格者を含む。

ア ボイラー技士のうち、委託契約書第5条第2項に規定する主任者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第72条の規定による2級ボイラー技士以上の免許証を有する者とすること。

イ 主任者以外のボイラー技士は、法第72条の規定による2級ボイラー技士以上の免許証を有する者又は法76条の規定によるボイラー取扱技能講習を修了した者とすること。

(7) (6) の資格者が、江差町又はその隣接町に2名以上常駐可能であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年2月26日（月）から3月7日（木）までの午前9時から午後5時までの間にしなければならない（送付による場合は必着）。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道檜山振興局のホームページ (<https://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/ts/su/m/nyuusatu/kokuzi/>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行われなければならない。

ア 提出先の名称 北海道檜山振興局総務課職員・財産係

イ 提出先の所在地 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

ウ 提出先のe-mail hiyama.soumu23@pref.hokkaido.lg.jp

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協同組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間

(1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 資格は1に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。